

「入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」改正の要旨

1 条例改正の理由

令和5年6月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」）等が一部改正され、公布の日から1年3月以内の政令で定める日に施行されます。（令和6年5月施行予定）

現在、マイナンバーを利用できる事務には、法定事務として番号利用法の別表第1及び第2に規定されている事務と、独自利用事務として自治体が条例で定めることにより独自に利用できる事務があり、入間市では、本条例及び施行規則で独自利用事務を定めています。

番号利用法の改正により、法定事務の具体的な内容が定められている「法別表第2」が廃止され、「法別表第2」に規定されている内容は主務省令で規定されることとなります。

また、令和6年12月には、マイナンバーカードと健康保険証が一体となり、従来の健康保険証は廃止される予定です。

このことから、番号利用法等の改正に伴い、本条例においても所要の改正を行うものです。

2 条例改正の内容

(1) 法別表第2の廃止に伴う改正

○ 本条例において引用されている「法別表第2」の文言を「特定個人番号利用事務」に改める。

(2) 健康保険証廃止に伴う改正

○ 本条例で定めている独自利用事務「入間市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定による医療費の支給に関する事務」について、既に情報連携を行っている特定個人情報「医療保険給付関係情報（※）」の定義に高齢者の医療保険給付関係情報を追加する。

（※）現在の定義では、国民健康保険及び社会保険給付関係情報となっている。

○ 本条例で定めている独自利用事務「入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務」について、情報連携可能な特定個人情報に「医療保険給付関係情報」（高齢者の医療保険給付関係情報も含む）を追加する。

3 施行日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行するものです。